兵庫県ラグビースクール規則

(名 称)

第1条 本校は、兵庫県ラグビースクールと稱し、以下H. R. S. と稱する。

(所 在 地)

第2条 H. R. S. の事務局は 神戸市東灘区向洋町中5丁目6-2 ブリリアレジデンス六甲1014 澤村春雄方とする。

(目 的)

第3条 H. R. S. はラグビーフットボールを通じて主として兵庫県下その他の少年 少女等の精神教育特に規則の遵守、体力の増強、反射神経の養成教育、ラグビースポーツの 基本等を目的とする。

(活動)

第4条 第3条の目的達成のためラグビーフットボールの練習、試合、講習会等を行う。

(構成)

第5条 H. R. S. は校長、副校長、事務局、医務部、指導部 によって構成される。

(生 徒)

第6条 原則としてH. R. S. の生徒は、H. R. Sが日本ラグビーフットボール協会に選手登録をし 正規の手続をへて入校した幼児、小学1年生より中学3年生までの少年少女とする。

(心 得)

第7条 H. R. S. の生徒は会則、その他規則を守らなければならない。

(運 営)

第8条 別途運営規則を定める。

(指 導 者)

第9条 指導者は第3条の目的のため、適切なる指導及び生徒の監督にあたる。

(承 認)

第10条 生徒及び保護者は生徒のH. R. S. 活動中の一切の事故については、H. R. S. に対して損害の賠償請求等を行わないことを承諾すること。

(資格喪失)

- 第11条 次の各号に当てはまる者はH.R.S.の生徒および保護者、指導者としての資格を持つことが出来ない。
 - 1. 第6. 7条に該当しない者。
 - 2. 理由なくして出席常ならぬ者。
 - 3. 品位、協調性を欠き団体活動に適さぬ者。
 - 4. 敢闘精神を欠きラグビーフットボールに適さぬ者。
 - 5. 本人又は保護者より退校の申し出のあった者。
 - 6. 会費納入をしないもの。
 - 7. 理由なくして健康診断を受けない者。
 - 8. H. R. S. の諸規則に反する者、およびH. R. S. の名誉を著しく 傷つけた者。

(事業年度)

第12条 事業年度は4月1日より翌年3月31日までとする。会計年度は事業年度と同じとする。

(総 会)

第13条 総会を4月開校前に行う。

(会 計)

第14条 H. R. S. の会計は会費 (健康診断費含む)、入会金、臨時会費、 その他寄附金によって当てる。

(会 費)

第15条 会費は生徒1名につき

幼児から6年

年額 14,000円 10月以降入学

中学生

年額 16,000円 10月以降入学

タグ班小学3年生から一般 年額 14,000円 10月以降入学

とする。

なお、本校に初めて入学する生徒は入会金として1,000円を徴収する。

(会 則)

第16条 本会則の改正等をする時は校長及び指導者の代表若干名により、追加又は変更することが出来る。

昭和43年5月12日設立 平成20年3月26日改定 平成23年1月22日改定 平成24年1月21日改定 平成25年2月23日改定 平成25年9月28日改定 平成26年3月15日改定 平成26年11月30日改定 平成27年2月7日改定 令和2年2月22日改定

(兵庫県ラグビースクール運営規則)

- 1. 校長は指導者の内より若干名を選出して幹事会を構成する。
- 2. 各担当委員は幹事会で任命する
- 3. 委員の重複はさまたげない。
- 4. 各委員の任期は1年とする。但し、その留任はさまたげない。
- 5. 本会の組織は次のとおりとする。

校 長 副校長

事務局 医務部 会計監査部 スクール連盟担当 レフェリーソサェティ

指導部

幼児班 第一班 第二班 第三班 第四班 第五班 第六班 中学班 タグラグビー班

- 6. 生徒については身体検査を行うが、日時、場所、内容等については別に定める
- 7. 校長は幹事会を開催し、審議の決定により、事業及び会計の執行を行なう。
- 8. 指導部長は、班長会議を招集し授業の運営にあたる。

平成22年1月30日改定 平成25年2月23日改定 平成27年2月7日改定 令和2年2月22日改定